

Title	「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」の解釈：欧州拷問等防止委員会の実行から
Author(s)	里見, 佳香
Citation	国際公共政策研究. 2014, 19(1), p. 165-179
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/53819
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い 又は刑罰」の解釈

—欧州拷問等防止委員会の実行から—

What is “Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment”? — What CPT says

里見佳香*

Yoshika SATOMI*

Abstract

The definition of “Torture” is not fixed in international laws and practice. The question includes “inhuman or degrading treatment or punishment” and “ill-treatment”.

In this paper we shall approach the question by examining the activities of the European Committee for the Prevention of Torture and inhuman or degrading treatment or punishment (CPT), which has been established under the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment. This paper focuses on the reports published by CPT for the period 2002-2013 (especially those for 2002-2004, 2012-2013).

キーワード：欧州拷問等防止条約、欧州拷問等防止委員会（CPT）、拷問、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰（ID）、虐待

Keywords：European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT), torture, inhuman or degrading treatment or punishment (ID), ill-treatment

* 新潟大学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、近畿大学豊岡短期大学、新潟青陵大学短期大学部、国際子ども福祉カレッジ非常勤講師

1. はじめに

欧州人権条約3条に基づいて成立した特別条約「拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州条約」（以下、「欧州拷問等防止条約」又は「条約」という）は、実施機関として欧州拷問等防止委員会（以下、「CPT」又は「委員会」という）を備える。条約の委員会は1989年11月の活動開始以降、「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰（以下、拷問等という）」を防止する目的の下、締約国の拘禁施設¹⁾への訪問を通じ拷問等を認定している。本稿は委員会の最近の拷問等認定事例を取り上げて、その特色を分析し、条約実行の変化と動向を明らかにする²⁾。

欧州拷問等防止条約は、条約に規定する「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に関する何らの実体的規定をも含んでおらず、これらの異なる概念の定義づけを試みてもいない。しかしながら委員会は、拘禁施設への実際の訪問において、本条約の趣旨に基づいた特徴的な判断を下してきており、このような委員会の実行は条約の理解を促すものである。そこで本稿では、訪問実行を通して、拷問等の概念につき委員会に蓄積された判断を検証する。条約1条は拷問等の防止を規定しているため、本稿で考察の対象とする概念は、「拷問」、「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」となる。これに加えて筆者は、条約に定めのない「虐待」という用語についても、CPTがこれを実行上「拷問」の下位概念として特徴的に使用していると考えるため、「虐待」の考察も付加して行うこととする。

2. 「拷問」

CPTの「注釈的報告」26は、条約が禁ずる「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」は、それぞれ条文において異なった表現がなされているにも関わらず、欧州人権条約3条等の諸種の国際文書中に見受けられる一般的な国際基準と同じものであると述べている³⁾。最近の拷問認定事例を挙げ、これを実行から検証する。

1) 委員会の訪問の対象となる「自由を奪われた者」の存する施設とは、警察署、留置場、拘留所、刑務所、精神病院、薬物濫用者のための施設、少年刑務所や少年院等である。自由を奪われた者を移動させる際の交通機関も「施設」にあたる。公の当局の関与により自由を剥奪されている者が存する施設は全てCPTの訪問対象となる。

2) 本稿は2002年以降に公表された委員会の訪問報告書を分析対象にしている。2002年までに公表された訪問報告書を分析したものとしては、拙稿「欧州拷問等防止条約における『拷問』等概念の実行－欧州拷問等防止委員会の実行から(1)、(2)、(3・完)－」、『国際公共政策研究』、2004年9月-2005年9月を参照。本稿は紙幅の都合があるので、またCPT認定の最近の傾向をより明確にするため、特に2002-2003年頃のもの、2012年-2013年頃の訪問報告書のうち、主だったものを抜き出している。

3) CE, *Explanatory Report: European Convention for the Prevention of Torture and human Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no.126), 12 March 1997, para. 26.

2-1 拷問認定事例

報告書の拷問認定に関する記述ははっきりしないことが多い。まず、①後述するIDに比して言及されることが少なく、さらに、②言及事例であっても曖昧な表現が用いられる。例えば2002年のウクライナのように、「2000年時の訪問に関する報告書に記述されたものと類似しているの、申立てられた身体的虐待について詳述する必要はない。過去、多くの事例において、そのように申立てられた虐待の苛烈さ（severity）は拷問であるとみなし得るものであった」⁴⁾のように表される。報告書には2002年にみとめられた虐待行為も拷問であるとみなしてよいかという結論が記されていない。拷問認定がなされたといえる事例であっても、例えば2002年アルメニアで警察の尋問過程でみられた身体的虐待につき、「数例において、申立てられた虐待行為－複数の警察官による足裏への殴打を含む非常に苛烈な殴打や、ペンチで指をひねる行為－は拷問であるとみなし得る」等と、断定表現を避けて示されている⁵⁾。委員会には明確な拷問認定を避ける傾向がある。

締約国の拘禁施設へ定期訪問を行う委員会は、前回の訪問との関連性を明らかにした上で拷問等の認定を行う。2002年FYROM⁶⁾では、「前回訪問の間、訪問団は国内の諸種の情報源から虐待に関する情報を入手した。そのうち数例における虐待の苛烈さは拷問であるとみなし得るものであった」とし、「(今回)申立てられた虐待の手法・手口は、前回訪問でみられたものとほぼ同じのものであった」とし、「換言すると、状況は改善していない」とし、その後に拷問を認定している⁷⁾。拷問等を実際に防止するという条約の趣旨目的に照らせば、前回訪問時以降に改善がみられるかを調査することは重要であり、また委員会実行の一貫性・連続性を保つことが必要である。

拷問認定事例の詳細をみる。2012年のウクライナ訪問で認定された拷問に関連して申立てられた身体的虐待は、手錠で（身体を）吊り下げ、その姿勢のまま警棒で繰り返し苛烈に殴打すること、放電する武器（electric discharge weapon）や軍用野外電話（army field telephone）を使用した電気ショック、たばこで人の指を炙る行為、ガスマスクやビニル袋を使用した（強制）窒息等であった⁸⁾。2012年のロシア訪問では異なる拘禁施設2箇所でも拷問認定がなされている。同様に、固定した物に手錠を繋ぎ、及び/又は目隠しをした上での過度の殴打、ガスマスクやビニル袋による（強制）窒息、椅子の上で胎児のような屈曲姿勢をとらせ、後ろ手で手錠をかけ背中に重い物をのせる「テレビ台（televizor）」と呼ばれる虐待、性器に火傷を負わせる虐待等が言及された⁹⁾。CPTは、「拷問」が身体的又は精神的な虐待行為もしくはその双方を含む概念であることを実行において示唆している¹⁰⁾が、精神的拷問が言及されることはあまりない¹¹⁾。身体的虐待に対する拷問認定が多数を占

4) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)34, para. 18.

5) CE, *Report on the visit to Armenia by the CPT from 6 to 17 October 2002*, CPT/Inf (2004)25, para. 17 and 206.

6) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国。

7) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 18 to 27 November 2002*, CPT/Inf (2004)29, paras. 19-27, para. 122.

8) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 9 to 21 October 2013*, CPT/Inf (2014)15, para. 38.

9) CE, *Report on the visit to Russian Federation by the CPT from 21 May to 4 June 2012*, CPT/Inf (2013)41, paras. 21 and 23.

10) Rod Morgan and Malcolm D. Evans, *Combating Torture in Europe*, Council of Europe Publishing, 2001, p. 60.

11) 報告書中の「苛烈な身体的虐待や拷問」という表現が示すとおり、これまで拷問はほぼ身体的虐待に対して認定されている。See, CE, *Report on the visit to Italia by the CPT from 13 to 25 May 2012*, CPT/Inf (2013)32, para. 11. 委員会の精神的拷問認定事例については、例えば以下のものがある。See, CE, *Report on the visit to Denmark by the CPT from 2 to 8 December 1990*,

めること、また拷問認定がなされた虐待の形態には一定の類似性つまり類型該当性がみられること、さらに、認定事例に頻出する苛烈な殴打はそれ自体で拷問認定される可能性を残しつつも、今のところ複数の虐待行為の累積的効果によって認定がなされる傾向があること等が特徴として挙げられる。

その他、2002年のラトビアの警察機関では、複数の事例（In some cases）において、申立てられた虐待、すなわちビニル袋を使って強制的に窒息状態にさせること、頸部圧迫（首絞め）、非常に苛烈な殴打、電気ショック、被疑者の頭部を湖の水に漬けること－等の苛烈さは拷問であるとみなし得るものであったとされた。そしてこのうち何例か（In a few cases）は、申立てと医療情報とが一致したことが述べられている¹²⁾。someはa fewを包含する概念であるので、医学的証拠は委員会の拷問認定の必要条件ではないことが分かる。CPTは拷問認定の根拠を明確に述べないことが多いが、本人を含む関係者の証言及び状況証拠等の、医学的証拠以外の証拠・証言のみによっても拷問認定がなされる可能性がある。医学的証拠が必須の拷問認定基準ではない理由として考えられるのは、まず、①日数の経過により拷問の痕跡は治癒消滅することが多いことである。委員会がその訪問経験に照らして、身体的虐待や拷問で負った傷痕さえ20日も経たず治癒する¹³⁾と述べているとおり、日が経つと医学的証拠が消えてしまう場合があるので、必須条件にしにくい。さらに、②拘禁の現場では、医学的証拠を残しにくい窒息等の拷問技法が用いられていることも関係している。ビニル袋や水を張った洗面器による強制窒息が身体的虐待の手段として使用され易いのは、準備が簡便な割に苦痛が大きだけでなく、これらの虐待を行った痕跡が外見上分かりにくく、医学的証拠をみとめにくいからでもある。以上の理由を鑑みれば、委員会が医学的証拠をあくまで拷問認定の有力な根拠のひとつに留めていることが理解できる。

2-2 CPTによる「拷問」認定の特徴

ギリシャ事件において欧州人権委員会が定義した拷問認定の3つの基準は、「苦痛の程度」、「明確な故意の存在」及び「限定された目的」であった¹⁴⁾。欧州人権条約3条違反が認定されるための一般的な基準は、まず、虐待の結果、苛烈な身体的及び精神的苦痛またはそのいずれか一方が引き起こされたこと、並びに当該虐待が故意に行われたこと、そして最後に、申立人に加えられた虐待行為に対して、自供又は情報を引き出す、若しくは申立人を脅迫するといった目的性があったこと、つまり合目的性が存していたことである¹⁵⁾。加えて、アイルランド対イギリス事件で判示されたとおり、これらすべての要件に合致する虐待行為の中でも、「特別の汚名を着せる」必要があると欧

CPT/Inf (91)12 [EN], para. 26.

12) CE, *Report on the visit to Latvia by the CPT from 25 September to 4 October 2002*, CPT/Inf (2005)8, paras. 10 and 167.

13) CE, *Report on the visit to Italia by the CPT from 13 to 25 May 2012*, CPT/Inf (2013)32, para. 11.

14) ECtHR, *12 Year book of the European Convention on Human Rights, The Greek Case; Denmark v. Greece, App. No. 3321/67, Norway v. Greece, App. No. 3322/67, Sweden v. Greece, App. No. 3323/67, Netherlands v. Greece, App. No. 3344/67*, p. 186, para. 2.

15) *Ibid.*

州人権裁判所が判断した事例に対して「拷問」という用語が適用される¹⁶⁾。

この欧州人権条約3条の基本解釈をふまえて、本条から派生した欧州拷問等防止条約の拷問認定の要素を上記3要件に照らし、両者が一致するかをみる。

2-2-1 激しい苦痛

委員会は申立てられた虐待が激しい苦痛を伴うものであったと主張することはあまりない。しかし、訪問報告書において申立てられた虐待につき詳細な医療証拠を挙げている。例えばアゼルバイジャンでは、2名の警察官が申立人の脚の上に座り、工具（やつとこ）を使用して本人の右脚親指の爪を引き抜いた事例が報告されている。訪問団は本人を診察して右足の爪が実際に失われていること、新たな爪が4mm再生していることを確認したが、診察により「申立人がこの精神的外傷を残すような右脚第一趾の爪の除去（traumatic removal of the nail）を受けたのは約2ヶ月前であった」ことが明らかになったと述べた¹⁷⁾。このような表現からは、本人が受けた苦痛を強調する意図と、CPTの不快感がみてとれる。

2-2-2 明確な故意

虐待が故意に行われることについて委員会は注意を払っている。上記アゼルバイジャンの警察留置場訪問に際しては、「虐待を受けなかったと述べている被拘禁者は、疑いをかけられていた罪を早急に供述した者であったという事実は注目すべきことである」との記載がある¹⁸⁾。同様の記述は最近の訪問報告書にもみられるので、故意性の存在が一貫して委員会の留意事項であることが分かる。2012年のロシア訪問報告書には、現行犯逮捕された者と、法執行官が用意した供述書に速やかに署名した者の多くは虐待されなかったと述べたことが記されている¹⁹⁾。

2-2-3 限定された目的

虐待が限定された目的の下行われることについては、「(申立てられた虐待行為は) 自供を引き出し又は他の情報を集めるといった目的により行われた」等の委員会の表現が明示している²⁰⁾。委員会は拷問を含む虐待の立証に際してしばしば目的性の存在を主張している²¹⁾。

2-2-4 その他の考慮要素

以上のことから、委員会自身が述べているとおり、CPTの拷問解釈は欧州人権条約3条の解釈に一致する。委員会の訪問報告書の表記には曖昧なところが多く、判然としない部分もあるが、欧州

16) ECtHR, *Ireland v. United Kingdom*, Judgment of 18 January 1978, App. No. 5310/71, para. 167.

17) CE, *Report on the visit to Azerbaijan by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)36, para. 21.

18) *Ibid.*, para. 19.

19) CE, *Report on the visit to Russian Federation by the CPT from 21 May to 4 June 2012*, CPT/Inf (2013)41, para. 23.

20) *Ibid.*, para. 21.

21) *See, for example*, CE, *Report on the visit to Croatia by the CPT from 19 to 27 September 2012*, CPT/Inf (2014)9, para. 57. 他多数。

人権条約3条の解釈を補完する目的の下委員会が活動している前提を鑑みても、上記3要素は委員会にとっても必須の拷問認定基準となっていると考えるのが自然である。

しかし、それだけではない。筆者はその他、委員会のみが拷問認定の際の補助的な考慮要素として用いている基準があると考え。それらはすなわち、④固有の準備の必要性及び、⑤問題となった虐待の態様が激しい苦痛をもたらすと広く知られたものであることである。④及び⑤を主張する根拠として、アゼルバイジャン訪問報告書における「例えば、電気ショック、足裏への殴打、手錠で吊るす体勢にさせた人を殴打する行為等のような数例において、申立てられた虐待の苛烈さは拷問であるとみなし得るものであった」との記述を挙げる²²⁾。委員会は拷問認定をなす際、構成要素である虐待の形態を具体的に記載する。それらの多くは器具を用いる、特別な名称で呼ばれている、一定の類似性がある等の特徴を備えている。同報告書では、蹴りつけられ、肘で殴打され、ベルトで身体各部を殴打され、頭部を警棒で殴打される等の身体的虐待を受けた被拘禁者が、さらに（より通電しやすく、すなわち苦痛が増すように）濡らした床に寝かされた上で電気ショックを与えられたことが記されている。

⑤に関して、前述の*televizor*、固有の器具を用いた足裏の殴打を指す「ファラカ (*falaka*)」、自由を奪われた者の腕や脚等の身体の一部によって本人の身体を長時間吊り下げる「パレスチナ吊り (*palestinian-hanging*)」等が拷問認定事例に頻出しており、またこのような名称で呼ばれていなくとも、類似する形態をもつ虐待行為に対して拷問認定がなされている²³⁾。

3. 「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 (ID)」

条約1条は「非人道的な又は品位を傷つける取扱い (*inhuman or degrading treatment or punishment*, 以降IDということがある)」を規定しているが、CPT報告書に実際にみとめられるIDに関する記述には、「非人道的かつ品位を傷つける取扱い (*inhuman and degrading treatment*)」というものがある²⁴⁾。このような表現が用いられるのはなぜであろうか。本項では「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」と「非人道的なかつ品位を傷つける取扱い」の各認定例を採り上げ、差異を検証する。

3-1 「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 (IVD)」

2003年イギリスの刑務所では、委員会は、過密状態が存続している限り、受刑者は非人道的な又は品位を傷つけられるリスクが残るであろうことを指摘した²⁵⁾。時を進めて2012年の事例をみると、

22) CE, *Report on the visit to Azerbaijan by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)36, para. 20.

23) 委員会に特有の考慮要素④⑤があるかということについて、今後欧州人権裁判所の3条関連の事件と比較し検証をすすめる。

24) See, for example, CE, *Report on the visit to Georgia by the CPT from 18 to 28 November 2003 and from 7 to 14 May 2004*, CPT/Inf (2005) 12, para. 63.

25) CE, *Report on the visit to United Kingdom and the Isle of Man by the CPT from 12 to 23 May 2003*, CPT/Inf (2005)1, para. 16

イタリア国内の刑務所でみられた過密状態に対してIDが認定された。「Sulejmanovic 対イタリア事件で欧州人権裁判所が判示したとおり、受刑者1人あたりの居住空間が2.7㎡、6名で計16.20㎡であった雑居房(の広さ)はあまりに狭く、それ自体がIDであった」ことが示された²⁶⁾。拷問に比して、ID関連概念には明確な認定表現がなされることもあり、委員会が拷問とID認定につき異なるアプローチを採用していることが推測される。

3-2 「非人道的でかつ品位を傷つける取扱い又は刑罰 (IAD)」

IDに比して非人道的でかつ品位を傷つける取扱いの認定例は多い。例えば、グルジアの刑務所被収容者の大部分は、ひどい過密状態、恐るべき物的及び衛生状態、集団アクティビティ (regime activity) の欠如といった複合的な諸マイナス要素にさらされており、これらの累積的効果は容易に非人道的でかつ品位を傷つける取扱いと表し得るものであった²⁷⁾。このような表現はブルガリア訪問においてもみられた。報告書には、床のパネルがところどころ剥がれており歩行時に危険であること、窓枠や壁・天井に埃が溜まっており粗末で汚い等、該成人精神障害者収容施設の状況が詳細に記されている。被収容者の処遇については、①本人達は夜間は衛生設備を使用できず、さらに容器やパッドを与えられていないので床に直接排尿しており、室内には尿臭が充満していたこと、②朝と夕の2時間のみ暖房が効くが、毎日暖房が入れられているわけではなく、室温が低かったこと、③建物内に水道栓がなく、庭まで冷水を使いに行かねばならないため被収容者の多くはひげを剃らず、汚れた手と顔をしていたこと、④衛生設備は庭に穴を掘ってそれを覆っただけの粗悪なものであり、土が凍る夜間に行くのは滑って危険であったこと、また被収容者は明らかに屋外全体を手洗い所のように使用していたこと、⑤被収容者の衣類は寄付品で賄っており、その多くは体型に合わない古い軍服であったこと、⑥牛乳や鶏卵は事実上供給されず、新鮮な果物や野菜は夏季のみ提供されていたこと等が挙げられた。そしてこのような状態は、報告書の結論において、全体として非人道的なかつ品位を傷つける取扱いと言い得るものであったと結論づけられた²⁸⁾。

最近の認定事例をみる。2012年ポルトガル訪問において、リスボン中央刑務所の慢性的な過密状態が施設の荒廃状態をより悪化させていると報告された。例えば、受刑者1人あたり最低約7㎡の広さが必要であるとするCPTの独自の基準に比して、該刑務所では9㎡の単独房に2-3名の受刑者が収容されていた。また施設の設備状況も貧弱であったとされた。例えば塗装は剥がれかけ、漆喰も朽ちかけたじめじめとした壁、13度という低い室内温度、殆どの窓枠には1つ2つ窓ガラスがなくなっており、寝具のマットレスは薄く、擦り切れて汚れている。各階の衛生設備には不快な悪臭が漂っており、鼠が出た。施設のこのような状況は、非人道的でかつ品位を傷つける取扱いに等し

26) CE, *Report on the visit to Italia by the CPT from 13 to 25 May 2012*, CPT/Inf (2013)32, para. 43.

27) CE, *Report on the visit to Georgia by the CPT from 18 to 28 November 2003 and from 7 to 14 May 2004*, CPT/Inf (2005) 12, para. 63.

28) CE, *Report on the visit to Bulgaria by the CPT from 16 to 22 December 2003*, CPT/Inf (2004)23, paras. 25-32.

い (akin to) とされた²⁹⁾。また2012年のエストニアでは受刑者に対する強制的な尿の採取³⁰⁾、2012年のイタリアの警察留置場では自然光へのアクセスの不足、喚気の不足、留置房の壁が黒く塗られており、人に不必要な圧迫感を与えること等が採り上げられ、委員会は、このような状況における長期間の拘禁はやはり非人道的でかつ品位を傷つける取扱いであるといい得ると述べた³¹⁾。

3-3 両者の認定の特性

2003年、スコットランドの受刑者の約21%は衛生設備へのアクセスを保障されておらず、その結果として、受刑者の多くは夜間、尿瓶やバケツに排泄し、又それを廃棄しなければならなかった。CPTが既に指摘しているとおおり、そのような状況は、過密状態、貧弱な内部体制及び房外活動の短さ等と結合した場合には、非人道的でかつ品位を傷つける取扱いとなる³²⁾。このように、①生活空間の中に排泄用の器と一緒に置いてあり、したがって②他の受刑者の面前で排泄しなければならず、又、③それを後に自ら廃棄しなければならない、という人間の品位をおとしめるような行為に対して認定されるという点では、IVDであってもIADであっても共に一致する。但し、CPTは1997年マン島の刑務所訪問においては同様の措置について品位を傷つける取扱いのみが認定されているので、上記スコットランド訪問において非人道的な取扱いが併せて認定された根拠は報告書中からは判然としない³³⁾。

また、他の事例を紹介する。FYROM訪問において、「Demir KapijaのC1b及びC2病棟における生活の状況や、B wardにおけるケア（病臥中の若者への給食）の特定の状況は、非人道的な又は品位を傷つける取扱いであるとみなし得る」とされた³⁴⁾。すなわち、嫌悪すべきとしか言い様のない状況がみられた。半裸もしくは全裸で動き回る被収容者、唯一のアクティビティは仲間を叩いたり、また仲間の殴打から身を守ったりすることのみであり、リビング・ダイニングルームは簡素で汚く、衛生設備は完全に非衛生的である。居住部屋は窮屈な状態で、寝具や寝台には大小の排泄物が染み付いている。最も酷いのは食事時であった。被収容者は食物を手で掴み取り、他の収容者からわずかな自分の取り分を守ろうとし、床で食べている。食事時は一人若しくはせいぜい二人の病棟勤務員が病棟内のうわべの秩序を維持しようとしていた。しかしながら、全体の印象としては、食事の配給は収容者の全ての尊厳を奪うものであった」。しかし、同じ知的障害者専門施設のC病棟における患者の生活状況については非人道的でかつ品位を傷つける取扱いがあるといい得ると言及しており、両者の差異は依然として明確でない³⁵⁾。

しかし、委員会は諸マイナス要素の累積の効果を評価する傾向にある。例えば、「非人道的でか

29) CE, *Report on the visit to Portugal by the CPT from 7 to 16 February 2012*, CPT/Inf (2013)4, para. 50.

30) CE, *Report on the visit to Estonia by the CPT from 30 May to 6 June 2012*, CPT/Inf (2014)1, para. 88.

31) CE, *Report on the visit to Italia by the CPT from 13 to 25 May 2012*, CPT/Inf (2013)32, para. 11.

32) CE, *Report on the visit to United Kingdom and the Isle of Man by the CPT from 12 to 23 May 2003*, CPT/Inf (2005)1, para. 64.

33) *Ibid.*, para. 167.

34) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 18 to 27 November 2002*, CPT/Inf (2004)29, paras. 66, 79-80 and 134.

35) *Ibid.*, para. 17.

「品位を傷つける取扱い」として、「非人道的な取扱い」と「品位を傷つける取扱い」を共に認定しているときは、拘禁施設の過密状態のような単体・1項目のみの不備を挙げていない。例えば、2003年のボスニア・ヘルツェゴビナ訪問では、訪問時に調査した精神病院における患者間暴力の問題について詳述した後、当該施設でみられた物資状況の不足、深刻な職員不足、不適切な治療が監視の欠如と結合した、マイナス（要因）が累積した効果が重大な患者間暴力の結果に結びついたことは、非人道的でかつ品位を傷つけるとみなし得るとした³⁶⁾。単体・1項目の問題について論じても、最終的に、非人道的でかつ品位を傷つける取扱いの認定に関しては、複数の事項を追加して挙げているのである。その他、2002年のウクライナ訪問報告書には、非人道的でかつ品位を傷つける取扱いであると容易にいえる過密状態、すなわち悲惨な物資及び衛生状況、戸外活動の欠如、活動プログラムの欠如というネガティブな諸要因の下で長期間拘禁されている数人の外国人である自由を奪われた者が居たとする記述がある³⁷⁾。また、拘禁施設の過密状態のみによって「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」が認定され得ることについては、委員会の活動開始以降、訪問報告書中で繰り返し主張されている³⁸⁾。一方、過密状態のみによって「非人道的でかつ品位を傷つける取扱い」が認定された事例は未だ発見していない。

すなわち、拘禁施設の過密状態という単体のマイナス要素のみに対しても認定され得るのが非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰であり、通常複数の諸マイナス要因の結合の結果として認定されるのが非人道的でかつ品位を傷つける取扱いであるといえる。

以上、「and/or」の使い分けの根拠については不明なことが多いので、委員会が明確な意図をもってこれらの用語を使い分けているのかどうかは未だ不明である。引続き検証する。

3-4 「非人道的な取扱い又は刑罰」

2004年、マルタの不法入国者収容施設では、マイナスの特徴－まるで刑務所のような環境、緊迫した雰囲気、アクティビティがほぼ欠如した状態、習慣的な戸外活動の不足、不適切な医療・精神的ケア、外国人に対する情報提供の不足、これらにより生まれる将来に対する不安－により、被収容者の多くが拘禁に耐え難い思いをしていると言及された。当然のことながら、自傷行為、自殺未遂、ハンガー・ストライキ、破壊・暴力行為は比較的普通に見られた。そのような問題の状態は非人道的な取扱いであるとみなし得るものであった³⁹⁾。再犯者と重犯者を収容するグルジアの刑務所においては、所長が「施設の状況は職員及び受刑者の双方にとって完全に不適切であり、非人道的である」と述べた⁴⁰⁾。このように、CPTの訪問団ではなく、訪問を受ける側の所長が該施設の状況について非人道的であると認めることは珍しい。該刑務所では訪問団来訪の2ヶ月前に受刑者129名

36) CE, *Report on the visit to Bosnia and Herzegovina by the CPT from 27 April to 9 May 2003*, CPT/Inf (2004)40, para. 123.

37) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)34, paras. 54, 58 and 59.

38) CE, *Report on the visit to Italia by the CPT from 13 to 25 May 2012*, CPT/Inf (2013)32, para. 43.

39) CE, *Report on the visit to Malta by the CPT from 18 to 22 January 2004*, CPT/Inf (2005) 15, para. 28.

40) CE, *Report on the visit to Georgia by the CPT from 18 to 28 November 2003 and from 7 to 14 May 2004*, CPT/Inf (2005) 12, para. 99.

の脱走事件が起こっており、この事件によって職員や管理体制の大幅な変更・転換が図られている最中であった。CPTはRustavi第二刑務所における備品等の物的な状況のひどさ、集団アクティビティの欠如、不十分な医療体制等に伴う「人間の尊厳に対する侮辱 (an affront to human dignity)」としか表し得ない状態への絶望感から、同施設の更新を行うよう条約8条5項に基づき緊急提言を行ったが、結局、非人道的な取扱いを認定したのかどうかについては明言しなかった⁴¹⁾。したがって、CPTのいう「人間の尊厳に対する侮辱」が「非人道」の言換え表現であったのかはなお明確でないが、「非人道 (的)」の内容が、人間の尊厳を貶めるものや状態に関わる用語であることが依然として推測される⁴²⁾。最近の認定事例をみても、委員会が出所の現実的な希望がまったくない状況で人を終身拘禁することは非人道的であると述べたことがある⁴³⁾。これは自殺防止の観点から主張されたものであるが、一方で委員会は「(このような終身拘禁が) 後の人生をよりよいものに変えていこうとする人間としての能力を奪うものであるので、まさに人間性を奪い取る (dehumanising) ものである」とする受刑者本人からの申立を紹介している。国内における合法の制度そのものについても人間性をそこなうとの表現を用いて間接的に非難している点に特徴がある。その他最近の事例では、沈静後の受刑者に対し手錠と足錠をかけ、両者を腰ベルトにとりつけられた金属の鎖で繋いだ状態で長時間拘束すること等が非人道的な取扱いとみなし得ると判断されている⁴⁴⁾。

3-5 「品位を傷つける取扱い又は刑罰」

ハンガリーの警察署において、未決被拘禁者が二度、近接する検事の居る事務所までの道のりを、手錠をかけられ、警官と紐で繋がれた状態で歩かされたとの申立てがあった。CPTはこの件に関して、自由を奪われた者をそのようなかたちで公の場に晒すことは、「明らかに屈辱的 (humiliating) [な行為] であり、結果として品位を傷つけるものとみなし得た」と述べた⁴⁵⁾。“humiliating”は、特に「公の場で自尊心を傷つけられる」という意を含む。このことから、品位を傷つける取扱いとみなされる行為には、「不面目」や「恥をかかせる」といった含意があることが確認できる⁴⁶⁾。

2002年のウクライナ訪問においては、CPTは、死刑囚が官房外で活動する時に通常手錠をかけられている措置について疑問を呈し、このような措置は均衡を失っており、また懲罰的でもあると述べたが、そのような死刑囚が外部の者と面会する時には、[手錠をかけたまま面会しなければならない] 受刑者本人とその訪問者の双方の品位を確実に傷つけるとみなし得るものであるとの結論をみた⁴⁷⁾。このことから、個別の品位を傷つける取扱い又は刑罰を委員会が特に認定する際、「屈辱的な感情」がキーとなっていることが分かる。

41) *Ibid.*, para. 105.

42) 里見、前掲論文(2)参照。

43) CE, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 3 to 12 April 2013*, CPT/Inf (2014)13, para. 68.

44) CE, *Report on the visit to Croatia by the CPT from 19 to 27 September 2012*, CPT/Inf (2014)9, para. 57.

45) CE, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 30 May to 4 June 2003*, CPT/Inf (2004)18, para. 9.

46) 里見、前掲論文(2)参照。

47) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)34, para. 102. and CE, *Report on the visit to Armenia by the CPT from 6 to 17 October 2002*, CPT/Inf (2004)25, para. 103.

CPTは、被收容者を出入国の書類や札の番号で呼んだり、医療ファイル等の公的書類に個人を番号名で記録したりする行為は、多くの自由を奪われた者にとり屈辱的で、品位を傷つけるものと感じられたことを挙げている⁴⁸⁾。さらに、「スーダン人はここに来い」、「アルジェリア人はこれをしろ」等、被抑留者を表見 (presumed) の国籍で取扱う措置についても同様であるとした⁴⁹⁾。このように、自由を奪われた者の個性を否定するような、記号的な取扱いに対する委員会の非難は一貫している。2012年のポルトガル訪問においても、自由を奪われた者を番号でのみ呼ぶことは個人の尊厳や自尊心を強化する助けにはならず、それどころか品位を傷つけるとみなし得ると述べ、すべての患者を名前と呼ぶようポルトガル当局に勧告した⁵⁰⁾。

食事の態様も品位を傷つける取扱いの対象に入る。2002年のFYROMの専門施設における若年の寝たきり患者への給食においては、できるだけ素早く、また出来るだけ多くの居住者に食べさせるため、寝台に平坦な状態で寝かせたまま、「潰された食物」をスプーンで素早く喉に詰め込む措置がみられた。別棟の若い被收容者は同様のアプローチで、立ったまま数分間のうちに食べることを強要されていた⁵¹⁾。これらの過程は被收容者の尊厳を奪うものであり、CPTの所見によると品位を傷つける取扱いである。

その他、委員会が品位を傷つけるものであると一貫して主張しており、今も認定事例があるものに、衛生設備へのアクセスの不備、不適切な被服又は衣類の剥奪等がある。前者は、刑務所の雑居房トイレに間仕切りがなく、他の受刑者の前で用を足さねばならない状況にあったこと⁵²⁾、後者は、保護房拘禁時に受刑者の衣服を脱がせたり、自殺衝動のみられる被拘禁者が自殺防止服を着ることを強制されたり、受刑者がときに裸で手錠足錠のみをつけられていること⁵³⁾等を指し、それぞれ認定事例がある。

委員会は暴力等の実際上の強制力を行使しない手続や行為に対して品位を傷つける取扱いを認定する傾向にあったが、2010年のチェコにおいては、性犯罪者に対する合法的強制措置としての去勢手術が品位を傷つけるものであるとする表現がなされた。ただしこれは外部機関であるIATSO⁵⁴⁾の見解であり、同時にCPT自身の見解でもあるのかは不明である。本件につきCPTは品位を傷つける取扱いの認定はせず、実施の中止を求めたのみであった⁵⁵⁾。もしも性犯罪者に対する強制的な去勢手術が委員会のいう品位を傷つける取扱いにあたるのであれば、非人道的取扱いとの差異など、さらなる検証が必要となる。

48) CE, *Report on the visit to Malta by the CPT from 18 to 22 January 2004*, CPT/Inf (2005) 15, para. 27.

49) CE, *Report on the visit to Malta by the CPT from 18 to 22 January 2004*, CPT/Inf (2005) 15, para. 27.

50) CE, *Report on the visit to Portugal by the CPT from 7 to 16 February 2012*, CPT/Inf (2013)4, para. 100.

51) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 18 to 27 November 2002*, CPT/Inf (2004)29, paras. 96 and 135.

52) *Op. cit.*, para. 50.

53) CE, *Report on the visit to Slovenia by the CPT from 31 January to 6 February 2012*, CPT/Inf (2013)16, para. 71.

54) The Vienna-based International Association for the Treatment of Sexual Offenders(IATSO).

55) CE, *Report on the visit to Czech by the CPT from 7 to 16 September 2010*, CPT/Inf (2014)3, para. 121.

3-6 「刑罰」について

「取扱い」に比して、刑罰について言及されることは少ない。しかし、条約が「取扱い又は刑罰 (treatment or punishment)」と概念を分けている以上、委員会の関心の対象となる行為がすべて「取扱い (treatment)」の範疇に収まるものでもないだろう。実際、訪問報告書では、問題となった行為が「非人道的でかつ品位を傷つける」等のみ表現され、それが「刑罰」なのか「取扱い」に当たるのかが明示されないことが多い。このような表現が多用される理由としては、実務上は、認定された行為が「取扱い」なのか「刑罰」なのかという問題はさほど重要ではないことがあげられる。また、本来、punishmentは刑罰に限定される概念ではない。施設内における規律上の懲罰的措置は「刑罰」とみなされている可能性がある。

4. 虐待

4-1 「身体的虐待」と「精神的虐待」

CPTが拷問等を認定する際の項目として、「身体的虐待」と「精神的虐待」を別記している事実から、委員会は両者を区別していることが分かる⁵⁶⁾。これらの内容を整理し、若干の考察を加える。

4-1-1 身体的虐待

報告書中に最も多くみられる「身体的虐待」は、殴打、蹴りつけ、平手打ちといった行為であるが、他に、手錠と足錠をかけ、両者を長時間繋いだままにすることなど器具を使用した行為、直接攻撃を加えていなくとも身体にダメージを与え得る行為も身体的虐待に含まれる⁵⁷⁾。性的虐待も身体的虐待の範疇に含まれる。例えばアイルランドの精神病院では、男性の介護職員や看護師が女性患者を性的に虐待し、職員による拘束中に当該患者を死に至らしめた事例が申立てられた⁵⁸⁾。この中で、加害者とみられる職員2名のうち1名は、問題となった性行為が合意の下で行われたことを主張した。CPTはこの点に関して、自由を奪われた者特有の脆弱さ (inherent vulnerability) を考慮すると、職員と入院患者、特に精神病患者との間に合意の上の性的接触が「成立する」余地はなく、職員のそのような行為は常に職権の濫用とみなされるべきであることをアイルランド政府が明らかにしよう要請した⁵⁹⁾。

またCPTは、「虐待」とは、看守と受刑者など、管理者と自由を奪われた者のみならず、自由を奪われた者同士の間の脅迫や暴力行為をも含むことを明言しており、最近の報告書においては、この

56) See, For Example, CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 18 to 27 November 2002*, CPT/Inf (2004)29, para. 19.

57) CE, *Report on the visit to Austria by the CPT from 14 to 23 April 2004*, CPT/Inf (2005) 13, para. 13. CPTは自殺の危険性が高いなど、必要のある場合には自由を奪われた者に対する手錠足錠の使用を認めているが、このような措置は一晩以上継続してはならないとしている (para. 16)。

58) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 20 to 28 May 2002*, CPT/Inf (2003)36, paras. 80-81.

59) この問題に対する政府回答 (government Response) は、「甚だしい違法行為により問題の職員を解雇した」と述べたが、その他の問題の詳細は明らかにされていない。

受刑者間の脅迫や暴力行為の問題が多く採り上げられるようになった。受刑者間の虐待行為に関しては、殴打や蹴り等に留まらず、同性間で性的行為を強要したり、手の平や脚をライターや煙草で炙ったりする行為、殺害の脅迫等が申立てられている⁶⁰⁾。自由を奪われた者同士の間での暴力についても、肉体的なものと同精神的なもの両方が確認されており、各別の対応が望まれる。

4-1-2 精神的虐待

精神的虐待は、有形力を直接行使しない嫌がらせ等の攻撃につき認定されている⁶¹⁾。例えばCPTは、ハンガリーの警察留置場の職員が催涙ガスの容器や警棒を被疑者の目に付くかたちで携帯していることに触れ、被疑者と職員の間での建設的な関係を推進するという観点からは、そのような措置は止められるべきであると述べた。また「特定のかつ明白に定義された状況において」それらのものの携帯が必要となる場合には、被疑者から直接見えないように携帯すべきであるとした⁶²⁾。同様の要請はこれまでもCPTが主張してきたことであり、前提として、刑務所等の職員が警棒や催涙ガスを携帯しているのを見ることで自由を奪われた者が精神的な恐怖心を抱くことを想定しているのは明らかである。即ち、CPTのこのような要請には精神的虐待を防ぐという目的がある。

その他、口頭やしぐさによる脅迫、嘲笑も自由を奪われた者に対する精神的虐待に該当する。刑務所職員が受刑者に対し、命令通りに行動しなければ集中治療用の「特別室」に送ると脅迫したこと⁶³⁾や、女性の被拘禁者が自供書に署名しなければ自身の子を分離し、児童養護施設に入れると脅迫されたこと⁶⁴⁾等がある。犯罪を自供させるために、性的暴行を含む物理的な力（physical force）を行使すると脅迫することは心理面における圧迫にあたり、精神的虐待に含まれる⁶⁵⁾。CPTはまた、カメラで監視中の刑務所職員が画面に映る受刑者を嘲笑し、挑発的な言葉を投げること等についても意見を述べている⁶⁶⁾。委員は、そのような言動によって職員の抑制がきかなくなる危険性が表れていることを指摘しており、精神的虐待が、それ自体問題であるのみならず、いずれ身体的虐待につながってゆく可能性をも考慮している。

4-1-3 身体的虐待と精神的虐待の区分

虐待行為の新たな特徴を示す申立ても見受けられる。報告書の「虐待」の欄において、外国人嫌悪又は人種差別的な見地に基づいて、該当する自由を奪われた者に対して過度の拘束や恣意的な懲罰を行ったとされる申立ての報告がそれに当たる。これらは精神的な動機に基づく身体的虐待行為

60) CE, *Report on the visit to Bosnia and Herzegovina by the CPT from 27 April to 9 May 2003*, CPT/Inf (2004)40, para.53.

61) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 18 to 27 November 2002*, CPT/Inf (2004)29, para. 19.

62) CE, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 30 May to 4 June 2003*, CPT/Inf (2004)18, para. 11. 類似の報告として、CE, *Report on the visit to Azerbaijan by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)36, paras. 74-75等。

63) CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 14 to 19 March 2004*, CPT/Inf (2005)10[EN], para. 9.

64) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 24 November to 6 December 2002*, CPT/Inf (2004)34, para. 18.

65) CE, *Report on the visit to Armenia by the CPT from 6 to 17 October 2002*, CPT/Inf (2004)25, para. 17.

66) CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 14 to 19 March 2004*, CPT/Inf (2005)10[EN], para. 9.

ともいうことができ、精神的虐待と身体的虐待双方の性質をもっている⁶⁷⁾。又、例えばイギリスのテロ・犯罪及び保安対策法（ATCSA）に基づいて自由を奪われている者が、換気扇をつけた状態で服を着せないで夜間留められていたことなどは、身体的なダメージを狙った虐待行為であると同時に、精神的な虐待にも該当する行為であるとも考えられる⁶⁸⁾。身体的虐待であるか精神的虐待であるかを厳密に区分し難い虐待行為がみられるようになっていく中で、両者をどのように区分していくか、また区分し続ける意義についても検討が必要かもしれない。

5. おわりに -CPTの変化と動向

2002年以降のCPT認定の実行を概観した。その結果、委員会の独自の用語認定は実行初期からおおむね一貫していることが分かった。基本的な解釈の基準は保ったまま、訪問実行の集積により、その包含する範囲を拡張してきた感がある。

それでは、委員会の豊かな認定実行は、欧州拷問等防止条約の母体である欧州人権条約の3条解釈にどのような影響を与えているだろうか。CPTと欧州人権裁判所との関係は変化しているか。

欧州人権裁判所は3条違反について考慮する際、CPTの判断を積極的に参照している。例えばKalashnikov 対ロシア事件では、問題となった拘禁施設が当時過密状態にあったかを判断する際、受刑者一人あたり最低約7㎡の広さが必要であるとするCPTの基準を参照した。その上で裁判所は、問題となった監房が継続的に深刻な過密状態にあったと認定し、この状態はそれ自体が3条違反の問題を提起すると述べた⁶⁹⁾。このような考え方は過密状態それのみでIDに該当するとするCPTの実行に一致する。しかし裁判所は、本件の過密状態を品位を傷つけるものとして、結果的に3条違反を認定しており、過密状態が非人道的な取扱いでもあると認めるCPTの実行とは詳細において異なる。

また、委員会の2011年のラトビア訪問では、警察留置場における自然採光が全くないか非常に制限された状況、照明や換気の不十分、被拘禁者が1日1・2度しか共同トイレを使用できず、それ以外では房内のバケツを共用することを強いられていたこと、さらに、全く間仕切りのない共同トイレを同時に使用させるなど、おおむね不潔で非衛生的な状況があったこと、そしてそのような房に多すぎる人数が収容されていたことが報告された⁷⁰⁾。委員会はこのような状況に対して、「欧州人権裁判所の判例法に照らすと、ラトビアの複数の警察留置におけるこれらの設備のうちいくつかは、それ自体が非人道的でかつ品位を傷つける取扱いであるとみなし得る」と述べ、欧州人権裁判所の実行を参照している⁷¹⁾。このような表現はCPTの活動初期の報告書にはみられなかったので、

67) CE, *Report on the visit to Austria by the CPT from 14 to 23 April 2004*, CPT/Inf (2005) 13, para. 15.

68) *Op. cit.*, para. 9.

69) ECtHR, *Kalashnikov v. Russia* 15 July 2002, Application no. 47095/99, para. 97.

70) CE, *Report on the visit to Latvia by the CPT from 5 to 15 September 2011*, CPT/Inf (2013) 20, para. 28.

71) *Ibid.*, para. 26.

新たな特徴といえる。非司法的機関である欧州拷問等防止委員会は、司法的機関である欧州人権裁判所の実行を参照し、裁判所もまた委員会の実行をある程度参照している。欧州人権条約3条の解釈と、欧州拷問等防止条約の拷問等解釈の一致化の働きかけが以前よりも進んでいる可能性がある。引続き委員会の実行を注視したい⁷²⁾。

72) その他、委員会実行の最近の変化として、国連拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）との関係がある。CPTは条約締約国への訪問に際し、OPCAT批准の有無や条約上の義務として課される国内防止機関設置の進捗状況についても言及監視している。See, for example, CE, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 3 to 12 April 2013*, CPT/Inf(2014)13, para. 8.